第10　自立訓練（機能訓練）

１～８の５　（略）

９　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の151に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の158に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の160に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の167に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の125に相当する単位数）

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から13の６までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

第10　自立訓練（機能訓練）

１～８の５　（略）

９　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注２において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の125に相当する単位数）

（新設）

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

（新設）

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の99に相当する単位数）